

令和4年（行ウ）第22号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 江本浩二 ほか58名

被告 沼津市長 頼重秀一

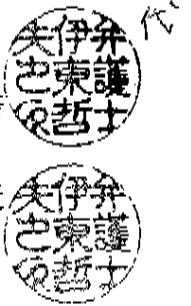
令和5年12月27日

第2準備書面

静岡地方裁判所民事第2部合議C係御中

被告訴訟代理人 弁護士 内田文喬

被告訴訟代理人 弁護士 伊東哲夫



第1 原告準備書面（2）に対する認否

1 同書面第1第1項に対する認否

（1）同項第1段落については、否認する。1の洞及び2の洞に新中間処理施設整備を計画したのは、令和4年度であり、平成27年7月に策定した基本計画では、2の洞から3の洞に新施設を建設する予定としていた。また、清水町外原区の住民に対する住民説明会や意見交換会を行ったのは、平成21年1月からである。なお、通知書（甲第21号証）は外原区長、ごみ焼却場対策委員長及びごみ焼却場対策委員会一同が連名で提出したものであり、外原区の住民が提出したものではない。

（2）同項第2段落中、「本件覚書の存在と予定地周辺の住民が反対していることを理由に、新中間処理施設建設のために必要不可欠な循環型社会形成推進交付金（いわゆる補助金）の交付を留保した。」「この時の内示は取り消され、実質中止されたと言って良い。」という部分については否認し、その余は認める。環境省は、覚書の存在と予定地周辺の住民

が反対していることを理由に、交付金の交付を留保したものであるのではない。平成26年4月9日の環境省との会議報告書（甲第17号証）では、「（清水町反対者の）話を聞き、環境省として状況がつかめない中、交付金の内示は保留せざるを得なかった。」と記載されている。また、交付金は、一旦留保されたが、平成26年4月1日付で内示され、その後交付されている（乙第6号証）。

（3）同項第3段落については、否認する。甲第30号証によると、外原区長、役員は強く反対していて説得は難しいであろうと記載されており、鈴木区長だけでなく役員も障害であったのではないかと考えられる。

2 同第2項に対する認否

（1）同項（1）のうち

ア 第1段落については、否認する。当時、沼津市は、鈴木区長を外原区の役員から引きずり下ろすことを画策したわけではない。甲第30号証によると、「アクアプラザの際は、当時の自治会長は猛反対であったが、人望のある人と協力し、その人がうまくまとめてくれたことがある。区単位に真正面から向かって難しいので、今後組単位で説明していく方法はどうか。」などと発言した記録が残っており、清水町に対し、別の方法を検討するなどにより早期の合意形成を図るよう求めたものである。

イ 第2段落については、否認する。甲第30号証は沼津市が作成した文書であり、全て清水町が作成した打合せ記録ではない。また、外原区における早期の合意形成を図るよう求めたものであり、障害排除に関わるものではない。

ウ 第3段落については、知らないし否認する。外原区が民主的な議論の上で立場を変更したか否かは、沼津市で

は把握していない。但し、「静観」に至った経緯について、原告の主張する平成26年度に選出された役員が議論して導いた結論ではなく、その後の令和元年度までに適切に選出されたと考えられる区役員が民主的に議論して出した結論と思料される。

エ 第4段落については、否認する。沼津市において、清水町に圧力をかけたり、清水町が外原区の役員人事に介入した事実はない。

オ 第5段落については、否認ないし争う。

(2) 同項(2)のうち

ア 第1段落については、否認する。沼津市における情報公開は、沼津市情報公開条例に則り実施しており、当該文書は物理的に不存在であることから開示していないものであり、事実を隠蔽しているものではない。

イ 同第2段落①については、甲第30号証に指摘の事実が記載されていることは認める。

ウ 同第3段落②については、知らないし否認する。甲第31号証は、清水町作成の文書であり、作成には、沼津市はかかわっておらず、沼津市側で作成した議事録がなく、沼津市において、事実とは確認できないが、沼津市が清水町に圧力をかけたという点は、否認する。

エ 同第4段落③前段については、不知。

オ 同第5段落③後段については、会議が開かれたことは認めるが、その余は不知。

カ 同第6段落④については、不知。

3 同第3項について

(1) 同項(1)について、外原区役員選出規定の存在は認め、その規定通りの選出がされてきたことについては、不知。

(2) 同項(2)については、不知。

- (3) 同項(3)のうち、第1段落、第2段落については、不知。第3段落中、令和5年2月に清水町が、甲第32号証の2を開示した事実は認め、その余は否認する。なお、沼津市は、清水町から、外原区の人事に介入した事実はないとの報告を受けている。
- 4 同第4項について
- (1) 第1段落については、不知。
- (2) 第2段落について、会議が開かれたことは認めるが、その内容等については、不知。
- (3) 第3段落中、沼津市が清水町に対し、厳命したとの点は否認し、その余は、不知。
- (4) 第4段落については、否認する。
- (5) 第5段落については、否認ないし争う。

第2 被告の主張

1 外原区に対する役員人事介入について

- (1) 原告らの主張は、沼津市から要請を受けた清水町が、違法・不当に外原区の役員人事に介入したため、外原区から示された新中間処理施設建設についての「静観」という見解が、外原区の住民の意見を反映したものではないとの主張であると思料される。
- (2) しかしながら、沼津市が清水町に確認したところ、清水町からは、清水町が外原区の役員人事に介入した事実はないとの回答を得ている。

加えて、原告らが、不当介入の根拠として提出した甲第32号証の1では、「正攻法」でない手法としか記載がなく、このことから、直ちに違法な介入をしたと結論付けることは到底できないことは明らかであるし、甲第30号証によると、「アクアプラザの際は、当時の自治会長は猛反対であったが、人望ある人と協力し、その人がうまくまと

めてくれたことがある。区単位に真正面から向かって難しいので、今後組単位で説明していく方法はどうか。」などと発言した記録が残っており、清水町に対し、別の方法を検討するなどにより早期の合意形成を図るよう求めたに過ぎず、違法・不当な方法を指示したり、圧力をかけた事実は存在しない。

また、甲第32号証の1の打ち合わせ以前から、外原区においては、当時の鈴木区長・役員が区民に判断を仰がず、沼津市・清水町との意見交換会での対応を行ってきたとして、元区相談役の渡辺氏が、鈴木区長・役員の姿勢に苦言を述べている状況であり、その後の役員選考人事に対し、清水町が介入しなくとも、役員人事で揉めうる状況にあったのであり、実際に役員人事で揉めたことと甲第32号証の1の打ち合わせには関連性がない。

2 外原区の静観の見解と平成26年度の役員選考人事とは関連性がないこと

(1) 原告らは、平成26年度の役員選考人事の結果、前年度の鈴木区長が続投できず、そのため、外原区の建設反対の姿勢が崩れ、その結果、外原区から「静観」という見解が出たと主張するようである。

(2) しかしながら、新中間処理施設の建設については、平成27年に、建設コストの増大及び地元住民との建設容認に係る条件の合意がされていないことを理由に、事業スケジュールの延期を決定した。

その後、令和2年になって、清水町より、「清水町外原区から、「静観」の見解が示されたことから、新中間処理施設建設の計画の早期実現を希望する」旨の要望が出ているのである。その見解に至るまで、清水町外原区の役員選考は滞りなく行われていたのであって、平成26年度の役員人事に混乱があったとしても、その後、出された外原区

の静観の意思表示とは直接関係があるとは言い難いものである。

以上のおりであるが、そもそも、原告らが述べる平成26年度の清水町外原区の役員人事については、本件財務会計上の行為との関連性があるとは言えず、原告らの主張には、理由がない。

以上